

各関係団体の長 様

山口県環境生活部環境政策課長

特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用
について（通知）

このことについて、別添のとおり環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室長から通知がありました。

つきましては、今後下記に留意していただきますとともに、貴管下関係機関及び関係業者等に対する周知等に御協力をお願いします。

記

1 背景

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。)が令和 5 年 8 月 29 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これを受け、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく特定粉じん排出等作業における除じん性能を有する電動工具の使用について、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）との連携により建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底する観点から、留意事項について通知された。

2 今後の取扱い

大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）別表第 7 の 3 の項ロ（2）並びに別表第 7 の 4 の項ロ及びハ（2）に規定する「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する*電動工具を使用すること」を同表 3 の項及び 4 の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えない。

ただし、本通知は、電動工具による石綿含有成形板等の切断、破砕等を推奨する趣旨ではなく、規則別表 7 の 4 の項に規定されているとおり、石綿含有成形板等を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき等に限り、切断、破砕等することが認められるという従来の考え方を変えるものではない。

※「除じん性能を有する」：日本産業規格 Z8122（コンタミネーションコントロール用語）でいう HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれる

大気・化学物質環境班
TEL 083-933-3034
FAX 083-933-3049